

司法院釈字第 471 号（1998 年 12 月 18 日）*

争 点

銃砲刀剣類所持等取締法における強制労働処分は違憲か。
(槍砲彈薬刀械管制條例中有關強制工作處分之規定是否違憲?)

キーワード

身体の自由(身體的自由)、保安処分(保安處分)、社会的危険性(社會的危險性)、強制労働(強制勞動)、比例原則

解釈文：国民の身体の自由を保障することは、憲法第八条によって明文化されている。人身の自由を制限する法律は、その内容が憲法第二十三条の要件を充たさなければならない。保安処分は、処分対象者の教育と治療を目的とし、彼らの将来の危険性に基づいて身体や自由等を拘束する措置であり、刑罰を補充する制度である。法治国家における人権保障の原理および刑法の保護作用に基づき、法律規定の内容は比例原則に合致されなければならず、保安処分の宣告は、行為者の行為の重大

性、行為者が表した危険性、および行為者から将来の犯罪行為が予期せられる蓋然性に相応しなければならない。槍砲彈薬刀械管制条例（以下、銃砲刀剣類所持等取締法と呼ぶ）第十九条第一項は、「第七条、第八条、第十条、第十一条、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項までの罪を犯し、有期懲役に処した者に対して、刑の執行完了後または赦免後に労働所収容かつ強制労働を命じる。その期間は三年とする。」と定めている。すなわち、行為者に対してその社会的危

*翻訳者：謝如媛

険性を予防し矯正する必要があるか否かを問わずに、一律に三年の強制労働に処する。その結果、社会的危険性のない処分対象者に対しても身体の自由を制限することとなり、手段と予防や矯正という目的との間に必要性や均衡性が欠如し、憲法第二十三条の比例原則に抵触することとなる。つまり、銃砲刀剣類所持等取締法第十九条の罪を犯し、行為者に対してその社会的危険性を予防や矯正する必要があるか否かを問わずに、一律に三年の強制労働に処する規定は、本解釈の趣旨に反しており、本解釈が発布される日から適用されるべきではない。また、行為者が前述した第十九条第一項の罪を犯した場合、事案の状況により比例原則に合致したものは、当該規定に基づいて保安処分を科すこととするが、比例原則に合致しないが保安処分を科す必要があると認める場合は、裁判所は刑法九十一条第一項の要件に基づき、職権によりそれを命じることとする。なお、この場合、刑法第二条第二項を適用する余地がなく、第一項を適用することとなる。すなわち、

裁判時法主義を原則とするが、行為後の法律により刑の変更があつたとき、そのうちの軽い刑を適用することとする。

解釈理由書：憲法第八条は、「国民の身体の自由は保障されるべきである。現行犯逮捕について法律に別段の定めがある場合を除いて、何人も、司法又は警察機関が法律の定める手続によらなければ、逮捕又は拘禁されない。何人も、裁判所において法律の定める手続によらなければ、審問又は処罰されない。法律の定める手続によらない逮捕、拘禁、審問、処罰に対しては、それを拒否することができる。」と定めている。つまり、国民の身体の自由を制限する処置は、法律で定められなければならず、その執行も司法機関、警察機関若しくは裁判所によって法律の定める手続に従って行われなければならない。また、立法機関は法律を制定する場合、その内容は憲法第二十三条の要請に合致させなければならない。すなわち、憲法に保障される自由は、他人の自由への侵害を防止すること、緊

急危難を回避すること、社会秩序の維持若しくは公共の利益の促進に必要である場合を除いて、法律をもって制限することができない。人身の自由に対する処罰には、多種の手段が存在している場合、社会に復帰して正常な生活を営むことに最も有利な手段を選ぶべきだけでなく、処罰の程度とそれによって達成したい目的との間に、適切で合理的な関連を持たなければならず、現代法治国家においては人身の自由を保障する基本的原則が貫徹されなければならない。

銃砲刀剣類所持等取締法第十九条第一項は、「第七条、第八条、第十条、第十一條、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項までの罪を犯し、有期懲役に処した者に対して、刑の執行完了後または赦免後に労働所収容かつ強制労働を命じる。その期間は三年とする。」と定めている。立法の目的は、社会秩序を維持し、市民の生命や財産を保障することである。一方、保安処分は処分対象者の将来の危険

性に着眼して行われた措置であり、対象者の教育と治療を目的とし、刑罰を補充する制度である。わが国において、現行刑法は刑罰と保安処分の二元制度を探っている。その意味は、行為責任という刑罰の原則を基にし、行為者の再社会化を協力する機能を強化し、行為者の潜在的危険性格を改善することにより、犯罪の原因を根本から治し、犯罪予防という特別の目的を達成する、ということである。保安処分の措置には、社会からの隔離、身体の自由の拘束という性質が含まれており、国民の権利を制限する点においては刑罰と変わらない。従って、法治国家における人権保障の原理及び刑法の保護作用に基づき、法律規定の内容は比例原則に合致しなければならず、保安処分の宣告は、行為者の行為の重大性、行為者が表した危険性、および行為者から将来犯罪行為が予期せられる蓋然性に相応しなければならない。保安処分の一種である強制労働の目的は、重大な常習犯罪や、正しい労働観念若しくは正当な仕事の欠如によって犯罪を犯した者に対し、労働

を強制させ、専門的技術や生計を立てるための正確な観念を学習させることを通じ、将来、社会に復帰させ、社会生活に適応させることである。刑法第九十条第一項は、「犯罪の習癖がある者、犯罪を職業とする者、若しくは浮浪や怠惰の習癖で犯罪を犯した者に対し、刑の執行完了後または赦免後に労働所収容かつ強制労働を命じる」と定められている。窃盜犯贓物犯保安処分条例第三条第一項も、次のように規定している：「十八歳以上の窃盜犯、贓物犯の場合、次の各号の一に該当する者は、これに刑の執行前に労働所での強制労働処分を科すことができる：一、犯罪の習癖がある者。二、窃盜罪や贓物罪を犯すことを職業とする者。」これらの条文は、すべて上述の趣旨に基づいて規定されており、特別予防の目的を実現させるために、行為者の危険な性格を根拠にし、強制労働を命じる裁量権を裁判所に与えるわけである。それにも拘らず、銃砲刀剣類所持等取締法第十九条第一項は、行為者に対してその社会的危険性を予防し矯正する必要があ

るか否かを問わずに、一律に三年の強制労働に処する。その結果、社会的危険性のない処分対象者に対しても身体と自由を制限することとなり、手段と予防や矯正という目的との間に必要性や均衡性が欠如し、憲法第二十三条の比例原則に抵触することとなる。つまり、銃砲刀剣類所持等取締法第十九条の罪を犯し、行為者に対してその社会的危険性を予防や矯正の必要があるか否かを問わずに、一律に三年の強制労働を処する規定は、本解釈の趣旨に反しており、本解釈が発布される日から適用されるべきでない。また、行為者が前述した第十九条第一項の罪を犯した場合、事案の状況により同十九条第一項の適用が比例原則に合致したものは、当該規定に基づいて保安処分を科すこととするが、その適用について比例原則に合致しないが保安処分を科す必要があると認める場合、裁判所は刑法九十条第一項の要件に基づき、職権によりそれを命じることとする。この場合、刑法第二条第二項を適用する余地がなく、第一項を適用することとなる。すなわち、裁判

時法主義を原則とするが、行為後の法律により刑の変更があったとき、そのうちの軽い刑を適用することとする。関係機関は、本解釈の趣旨に基づいて、銃砲刀剣類所持等取締法における保安処分の規定を全般に検討して修正するべきである。また、その修正が行われ、発布されて以降、裁判上で本解釈を援用する必要がなくなることについて、あわせて明記しておく。

本解釈は、王大法官澤鑑、劉大法官鐵錚によるそれぞれの部分反対意見書がある。